

お米アドバイザー認定ロゴマークデータ使用規程

第1条（目的）

この規程は、別記「お米アドバイザー認定ロゴマーク（商標登録第 5541910 号）」（以下「ロゴマークデータ」という。）のデータの使用に関し、当該ロゴマークが価値あるブランドとして正しく認知され、維持、そして普及していくために必要な事項を定めるものとする。

第2条（お米アドバイザー認定ロゴマーク）

お米アドバイザー認定ロゴマークとは、一般財団法人日本穀物検定協会（以下「穀検」という。）の事業である「お米アドバイザー認定試験」に合格し、認定された証であり、認定された者、若しくは認定された者が所属する企業が次に掲げる第4条に規定する使用承認の範囲内において表示できるものである。

第3条（ロゴマークデータに関する権利）

ロゴマークデータに関する一切の権利は、穀検に属する。

第4条（使用承認の範囲と管理）

- 1 ロゴマークデータは穀検が実施するお米アドバイザー認定事業において、お米アドバイザーとして認定された者、あるいは認定された者が所属する企業のみが使用する権利を有し、使用承認の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) チラシ、パンフレット、WEBページ等の広告宣伝物
 - (2) お米アドバイザーが関与した自社商品
 - (3) 社屋、看板、車両、イベント等
 - (4) 名刺（お米アドバイザー認定者のみ）
- 2 前項の使用承認の範囲において使用する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) ロゴマークデータの文字が目視で認識が可能な範囲内で拡大、若しくは縮小して使用すること。
 - (2) 穀検より提供されたロゴマークデータの解像度を低下させるなど画像を劣化させての使用をしないこと。
 - (3) 穀検より提供されたロゴマークデータのカラーを改変して使用しないこと。

3 ログマークデータの取扱い管理について、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 穀検より提供されたログマークデータは保護及び漏洩防止のために適切に管理すること。
- (2) 外部の業者にログマークデータを提供する場合、様式2の「お米アドバイザーログマークデータ提供業者一覧表」を穀検に提出すること。

第5条（使用の申込み）

1 お米アドバイザー及びお米アドバイザーが所属する企業がログマークデータを使用する場合は、あらかじめ穀検の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、様式1の「お米アドバイザーログマークデータ使用申込書」に次の書類を添えて、穀検に提出しなければならない。

- (1) ログマークデータに使用状況がわかる見本等
- (2) その他穀検が必要と認める書類

3 お米アドバイザーが複数所属している企業がログマークデータを使用する場合は、代表者となるお米アドバイザーを選定し、その代表者が使用申込み、並びに使用に関する管理、監督をするものとする。

第6条（使用の許諾）

1 穀検は、前条の使用申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該使用がお米アドバイザーのPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、穀検は必要があると認める場合には、ログマークデータの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 穀検は、使用許諾を行ったときは、様式3の「お米アドバイザーログマークデータ使用許諾書」とログマークデータを申込者へ送付する。

3 提供するログマークデータは、次の3種類のファイル形式から選択（複数選択可）することとし、提供されたカラーのまま使用すること。

- (1) J P E Gファイル
- (2) E P Sファイル
- (3) G I Fファイル

第7条（使用許諾の制限）

ログマークデータの使用が次のいずれかに該当する場合は、穀検は承諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 穀検並びにお米アドバイザーの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) ロゴマークデータの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマークデータのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークデータの著しい変形その他ロゴマークデータの使用が適当でないと認められる場合
- (7) その他穀検がロゴマークデータの使用が適当でないと認めた場合

第8条（使用料）

ロゴマークデータは使用頻度にかかわらず、使用料は無料とする。

第9条（提供）

穀検は、第6条の規定により使用の許諾をしたのち、ロゴマークデータを申込書に記載されたメールアドレスに申込者の希望ファイル形式をメールで提供するものとする。

第10条（使用上の遵守事項）

第6条の規定による使用許諾を受けた申込者（以下（使用者）という。）は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難な場合については、写真等を提出すること。
- (3) 第6条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

第11条（許諾内容の変更等）

- 1 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ様式4の「お米アドバイザーロゴマークデータ使用内容変更届出書」（以下「変更届出書」という。）を穀検に提出し、穀検の承諾を受けなければならない。
- 2 内容変更において、ロゴマークデータの掲載物等を追加する場合には、前項にロゴマークデータの使用状況がわかる見本等を添付するものとする。
- 3 穀検は、前項に規定する変更届出書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾するものとする。

第 12 条（許諾の取消し等）

- 1 穀検は、次のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取消された場合、許諾取消の日からロゴマークを使用することはできないものとする。
 - （1）使用者が本規程に違反した場合
 - （2）使用者が第 7 条の使用許諾に付した条件に違反した場合
 - （3）申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - （4）その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 穀検は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 穀検は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

第 13 条（経費等の負担）

穀検は、本規程による使用許諾の申込に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

第 14 条（損失補償等の責任）

- 1 穀検は、ロゴマーク等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、穀検に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により穀検に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を穀検に賠償しなければならない。

第 15 条（使用規程の変更）

- 1 穀検は、必要に応じて本規程内容を随時変更することができる。
- 2 変更後の本規程は、変更内容を穀検ホームページ等で表示した時点より効力が生じるものとする。
- 3 使用者が本規程の変更後にロゴマークデータを使用する場合には、変更後の本規程の全ての内容に同意したものとする。
- 4 穀検は、最新の本規程を遅滞なく穀検ホームページ等で公開するものとする。

第16条（情報の公開）

穀検は、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

第17条（その他）

本規程に定めるもののほか、ロゴマークデータの使用に関し必要な事項は、穀検が別に定める。

第18条（施行日）

- 1 本規程は、2013年8月9日より施行する。
- 2 本規程は、2013年10月 3日に一部改訂
- 3 本規程は、2014年 4月 1日に一部改訂